12.1.9 廃棄物等

- (1) 産業廃棄物
 - (a) 予測及び評価の結果
 - ① 工事の実施
 - 1) 造成等の施工による一時的な影響
 - a. 予測
 - 7) 予測地域

予測地域は、対象事業実施区域とした。

()予測対象時期

予測対象時期は、工事中の期間とした。

ウ) 予測手法

環境保全措置を踏まえ、工事計画の整理により産業廃棄物の発生量を予測した。工事に伴い 発生する廃棄物の発生量の計算方法は表 12.1.9-1 に示すとおりである。

表 12.1.9-1 工事の実施に伴い発生する廃棄物の発生量の計算方法

種類	計算方法						
	改変区域における樹木の伐採量は、改変区域内の樹林の面積から伐採量を推定した。						
		項		数量等			
	伐採面積(ha)			1	27. 59		
	伐採 1ha あたりの発生量(地上部) ^{注1} (t/ha)			2	99		
	発生量(地上部)(t)			3=1×2	2, 731		
11.45	地上部の比率 (幹材に対する地上部の比率) ^{注2}			4	1. 26		
伐採木等	地下部の比率 (幹材に対する根の比率) 注2			5	0. 26		
	発生量(幹材)(t)			6=3/4	2, 168		
	発生量(枝条)(t)			7=3-6	564		
	発生量(根)(t)			8=5×6	564		
	以上)の値を用いた。 注2)地上部の比率及び地下部の比率は、改変区域の植生を踏まえ、「森林による二酸化炭素吸方法について」(令和3年12月、林野庁長官通知)に示されたナラの値を用いた。 太陽光パネルの梱包材等の発生量については、類似事例を参考に発生量						
	品目	発生源単位 (m³/枚) ^{注3}	本事業(パネル枚数:122		472 枚)		
			発生量 (m³)	重量換算係数 (t/m³) ^{注 4}	発生量 (t)		
太陽光パネル梱包材等		1)	\bigcirc = ① × 122, 472	3	4) =2×3		
加区公子	段ボール	0. 7652	93, 720	0.30	28, 116		
	廃プラスチック類	0. 0497	6, 092	0. 35	2, 132		
	計	_	99, 812	_	30, 248		
	注 3)類似事例(太陽光パネル枚数 300,0000 枚)をもとに設定した。 注 4)重量換算係数は「産業廃棄物換算係数表(参考値)」(環境省通知(H18.12.27 環廃産発第 061227006 号)) を参考とした。						

1)予測結果

工事の実施に伴って発生する廃棄物としては、木くず(伐採木等)及び太陽光パネル梱包材等が挙げられ、それらの発生量及び処理方法は、表 12.1.9-2 に示すとおりである。このうち、幹材については、そのまま利用可能なものは有価物として売却して再利用し、利用できないもの及び枝条・根については、中間処理施設でチップ化して再利用する。また、太陽光パネル梱包材については、運搬業者の持ち帰りによる再利用及び産業廃棄物処理業者に委託し、中間処理等による再利用を行う。

表 12.1.9-2 工事の実施に伴う産業廃棄物の種類及び量

(単位:t)

廃棄物		発生量	有効利用量	最終処分量	処理方法等 (予定)
伐採木等	幹材	2, 168	2, 168	0	幹材は、そのまま利用 可能なものは有価物と して売却し再利用す る。利用できないもの や枝条・根は、中間処 理施設にてチップ化し て再利用する。
	枝条・根	1, 127	1, 127	0	
太陽光パネル梱包材等	段ボール	28, 116	28, 116	0	運搬業者の持ち帰りに よる再利用及び産業廃 棄物処理業者に委託 し、中間処理及び再利 用を行う。
	廃プラスチック類	2, 132	2, 132	0	

b. 評価

7) 評価方法

a)環境影響の回避、低減に係る評価

予測の結果に基づいて、産業廃棄物に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを評価した。

1) 環境保全措置

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物による影響を低減するための環境保全措置は、以下のとおりである。

- ・現況の樹林をできる限り残存させ、伐採量の低減に努める。
- ・伐採木はチップ化等により再利用する。
- ・太陽光パネル、変電機器にかかる大型機器は可能な限り工場組立とし、大型機器の梱包材 等の廃棄物の発生量を低減するとともに、その有効活用に努める。
- ・工事の実施による産業廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律第 104 号)に基づき建設資材の再資源化等に努め、「廃棄物の処理及び清掃に関 する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)に基づき、適正に処理する。

ウ)評価結果

a)環境影響の回避、低減に係る評価

上記の環境保全措置のとおり、工事の実施による産業廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律第 104 号)に基づき建設資材の再資源化等に努め、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)に基づき適正に処理するとともに、可能な限り有効利用に努めて廃棄物の排出を抑制する。以上のことから、工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の発生量は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。

2) 地形改変及び施設の存在に係る産業廃棄物

a. 予測

7) 予測地域

予測地域は、対象事業実施区域とした。

()予測対象時期

予測対象時期は、発電事業の終了時とした。

ウ) 予測手法

予測手法は、事業計画の整理及び太陽光発電設備の処理方法等の検討によるものとした。

1) 予測結果

施設の撤去に伴い発生する主な廃棄物等の種類ごとの排出量等の予測結果は表 12.1.9-3 に示すとおりである。解体工事に伴い発生する廃棄物は、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(第二版)」(平成30年、環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室)に基づき、有価物として有効利用を図り、有価物として取り扱えないものは産業廃棄物として処理する。

表 12.1.9-3 施設の撤去に伴い発生する主な廃棄物等の種類ごとの排出量等の予測結果

区分	種類	排出量	処理方法等 (予定)	
太陽電池パネル	太陽光パネル	122, 472 枚	有価物として有効利用を図る。	
	主変圧器	1台	有価物として取り扱えないもの	
機器類	副変圧器	17 台	は産業廃棄物として適正に処理・処分する。	
	パワーコンディショナー	17 台		
	小段排水溝	1,995.2m		
	縦排水溝	393.1m	産業廃棄物として搬出し、再利 用を図る。再利用ができないも	
配管等	現場打水路	27, 787. 2m		
	高密度ポリエチレン管 現場打集水桝	574.5m	のは、適正に処理・処分する。	
		126 個		

b. 評価

7) 評価方法

a)環境影響の回避、低減に係る評価

予測の結果に基づいて、産業廃棄物に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを評価した。

1) 環境保全措置

地形改変及び施設の存在に伴い発生する産業廃棄物による影響を低減するための環境保全措置は、以下のとおりである。

- ・太陽光パネル等の撤去・廃棄に伴う廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用の促進 を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適正に処理する。
- ・撤去する太陽光パネル等の設備は、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(第二版)」(平成30年、環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室)に基づき適正に処理する。

ウ)評価結果

a) 環境影響の回避、低減に係る評価

施設の撤去に伴い発生する産業廃棄物の発生量は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき建設資材の再資源化等に努め、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)に基づき適正に処理するとともに、可能な限り有効利用に努めて廃棄物の排出を抑制する。さらに、上記の環境保全措置を講じることによりことから、施設の撤去に伴い発生する産業廃棄物の発生量は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。

(2) 残土

- (a) 予測及び評価の結果
- ① 工事の実施
- 1) 造成等の施工による一時的な影響
 - a. 予測

7) 予測地域

予測地域は、対象事業実施区域とした。

()予測対象時期

予測対象時期は、工事中の期間とした。

ウ) 予測手法

環境保全措置を踏まえ、工事計画の整理により残土の発生量を予測した。

1) 予測結果

工事に伴って発生する土量は表 12.1.9-4 に示すとおりである。

切土と盛土の土量は 4,218 m³が不足となっているが、排水路設置に伴い掘削土が発生する。 排水路設置に伴い発生する土量は表 12.1.9-5 に示すとおりである。管路断面×延長の掘削 土が発生することにより、10,915 m³程度の掘削土が生じる。

したがって、全体で $6,697 \text{ m}^3$ の残土が発生するが、残土は造成エリアに敷き均し、場外への搬出は行わない計画である。

予測の結果、6,697 m³の残土は発生するが、造成エリアに敷き均すため、残土の場外への搬出はないと予測した。

 項目
 土量 (m³)

 切土
 843,698

 盛土
 847,915

 切土-盛土
 -4,218

 排水路設置に伴う掘削土
 10,915

 残土
 6,697

表 12.1.9-4 工事に伴い発生する土量

表 12.1.9-5 排水路設置に伴う掘削土

排水路規格	延長 (m)	掘削土 (m³)
U-300×300	17, 737. 4	1, 596
U-400×400	741. 5	119
U-500×500	1, 159. 0	290
U-600×600	1, 956. 0	704
U-700×700	2, 395. 8	1, 174
U-800×800	1, 274. 4	816
U-900×900	546. 1	442
U-1000×1000	551. 2	551
U-1100×1100	1, 077. 9	1, 304
U-1200×1200	156. 5	225
U-1300×1300	70.0	118
U-1400×1400	239. 0	468
U-1600×1600	719. 5	1,842
U-1700×1700	57. 1	165
U-1800×1800	239. 4	776
U-1900×1900	90.0	325
合計	29, 010. 8	10, 915

b. 評価

ア)評価方法

a)環境影響の回避、低減に係る評価

予測の結果に基づいて、産業廃棄物に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを評価した。

1)環境保全措置

工事の実施に伴い発生する残土による影響を低減するための環境保全措置は、以下のとおりである。

- ・事業計画の熟度が高まった段階で造成計画の見直しを行い、地形や既存道路等を十分考慮 して改変面積の縮小化に努め、残土の発生を抑える。
- ・掘削工事に伴う発生土は、埋め戻し、盛土及び敷き均しに利用し、残土の発生を抑える。

ウ)評価結果

a)環境影響の回避、低減に係る評価

主要な掘削工事による発生土は、「建設副産物適正処理推進要綱」(平成 14 年、国土交通事務次官通達)に基づき、可能な限り有効利用に努める。さらに上記の環境保全措置を講じることにより、工事の実施に伴い発生する残土は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。